

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

| | | | | | | | |
|---|---|--------------------------------------|---|------------------------------|----|--|----|
| ○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (中央創造) | 二 | ○生活保護法による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出 (社会福祉課) | 五 | ○土砂災害警戒区域等の指定 (河川砂防課) | 一三 | ○埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定 (建築指導課) | 一三 |
| ○特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造) | 二 | ○生活保護法による介護機関の指定 (社会福祉課) | 五 | ○雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) | 一三 | ○埼玉県収納代理金融機関の指定の取消し (出納総務課) | 二三 |
| ○県民の日を定める条例第五条の規定に基づく使用料免除施設の指定に係る公告 (秩父創造) | 二 | ○生活保護法による介護機関の届出 (社会福祉課) | 五 | ○県営都市公園(しらこぼと公園)の区域の変更 (公園課) | 一六 | ○埼玉県収納代理金融機関についての告示の一部改正 (出納総務課) | 二三 |
| ○埼玉県小型自動車競走制裁審議会規程を廃止する告示 (県民・消費生活課) | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (社会福祉課) | 五 | ○新座都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(下水道課) | 一七 | ○発行行為に関する工事の完了公告 (東松山県土) | 二四 |
| ○埼玉県公営競技の予想業者等の登録に関する規程の一部を改正する告示 (県営競技事務所) | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課) | 五 | ○川越都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(" | 一九 | ○平成十七年埼玉県教委告示第二十号の一部を改正する告示 (教委・総務課) | 二四 |
| ○富士見都市計画特別緑地保全地区の決定 (みどり自然課) | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の届出 (" | 五 | ○久喜都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(" | 一九 | ○政治資金規正法に基づく政治団体の設立 (選管委) | 二四 |
| ○北本都市計画生産緑地地区の変更 (" | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の届出 (" | 五 | ○川口都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(" | 二〇 | ○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動 (選管委) | 二四 |
| ○生活保護法による医療機関及び施術者の指定 (社会福祉課) | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の届出 (" | 五 | ○加須都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(" | 二二 | ○政治資金規正法に基づく政治団体の解散届出及び収支報告書の要旨 (選管委) | 二七 |
| ○生活保護法による指定医療機関 (" | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の届出 (" | 五 | ○熊谷都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(" | 二二 | ○政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定 (選管委) | 三二 |
| ○生活保護法による指定医療機関 (" | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の届出 (" | 五 | ○行田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(" | 二二 | ○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (選管委) | 三二 |
| ○生活保護法による指定医療機関 (" | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の届出 (" | 五 | ○鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(" | 二二 | ○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (選管委) | 三二 |
| ○生活保護法による指定医療機関 (" | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の届出 (" | 五 | ○桶川都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(" | 二三 | ○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動 (選管委) | 三二 |
| ○生活保護法による指定医療機関 (" | 三 | ○生活保護法による指定介護機関の届出 (" | 五 | ○北本都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(" | 二三 | ○埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程 (農総研水田農業研究所) | 三三 |

程の一部を改正する告示

(選 管 委) 三四

○埼玉県労働委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する告示

(労 働 委) 三五

○埼玉県収用委員会の保有する個

告示

埼玉県告示第四百四十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日
埼玉県知事 上 田 清 司
一 申請のあった年月日

個人情報の保護に関する埼玉県個人情報保護条例施行規程の一部を改正する告示(収用委員会) 三七

○埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程(内水面漁場管理委員会) 三八

平成二十年三月十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人セネガル交流協会 JAPAN

三 代表者の氏名
ジョップ 清美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市柳崎二丁目二五番三二号

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、日本とセネガル共和国の相互親善により、無知や貧困の撲滅を目指し世界平和につながる活動を目的とする。
(変更後) この法人は、日本とセネガル共和国を中心とした相互親善により、無知や貧困の撲滅を目指し世界平和につながる活動を目的とする。

埼玉県告示第四百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

一 申請のあった年月日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十年三月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人おうえん

代表者の氏名

並里 次雄

四 主たる事務所の所在地

埼玉県所沢市大字中富千三十七番地の

一

五 定款に記載された目的

この法人は、子供から勤労者、高齢者まで幅広く地域住民に対して、福祉と医療に関する情報や支援を提供すると共に、医師・病院・介護センター・

地元自治体・地域住民との協力により、予防医学に関する啓蒙活動や地域住民の交流の活性化を図り、もって、

地域医療福祉サービスの質の向上を図り、地域住民相互扶助を推し進め、又海外の特定地域への健康・福祉支援を行い、幅広く社会に貢献することを目的とします。

埼玉県告示第四百四十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県秩父地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.satamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

一 申請のあった年月日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十年三月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十年三月二十八日

一 申請のあった年月日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秩父まるごと博物館

三 代表者の氏名

中谷 亨

四 主たる事務所の所在地

秩父市上町二丁目二十番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、秩父地域(秩父山地とその隣接地)における自然・歴史・文化を学問的に調査研究し、人材育成や情報の提供、啓発活動を行うと共に、その遺産を現地において保存、育成、展示を行い、ひいては農林業・商工業・観光業等に生かすことを目的とする。

埼玉県告示第四百四十七号

昭和四十六年埼玉県告示第千四百五十一号(県民の日を定める条例第五条の規定に基づく使用料免除施設の指定について)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り上げ、第九号中「及び体験施設使用料」を

埼玉県告示第四百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による医療扶助のための医療を担当する医療機

「(埼玉県立自然の博物館の観覧料に限る。)」に改め、同号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

埼玉県告示第四百四十八号

埼玉県小型自動車競走制裁審議会規程を廃止する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県小型自動車競走制裁審議会規程を廃止する告示

埼玉県小型自動車競走制裁審議会規程

(昭和二十六年埼玉県告示第五百七十四号)は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県告示第四百四十九号

埼玉県公営競技の予想業者等の登録に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県公営競技の予想業者等の登

録に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県公営競技の予想業者等の登録に関する規程(昭和三十九年埼玉県告示第四百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び小型自動車競走」及び

「又は小型自動車競走場」を削る。

様式第一号中「[五]」を削り、「[三]」を

「[二]」に、「[四]」を

「[五]」を「[六]」(五)と改定する)に改める。

「明治

様式第二号中 大正 年 月

昭和

日 及び「[四]」を 年 月 日 を

「 年 月 日」に改める。

様式第三号中「[五]」を削り、「[六]」を「[七]」に改める。

様式第四号中「[五]」を削り、「[三]」を「[四]」に改める。

様式第五号中「[五]」を削り、「[三]」を

「[二]」に、「[四]」を

「[三]」を「[四]」(五)と改定する)に改める。

附 則
この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県告示第四百五十号

ふじみ野市から富士見都市計画特別緑地保全地区の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第四百五十一号

北本市から北本市都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

関又は医療扶助のための施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

指定医療機関

| 名 | 称 | 開設者 | 名 | 所 | 在 | 地 | 指 | 定 | 年 | 月 | 日 |
|--------------|---------------|---------------|------------|-----------------|------------|---|-------|-----|-----|---|---|
| 野口皮膚科診療所 | 野口 | 野口哲郎 | 熊谷市筑波二丁目四八 | 一 | 大栄日生熊谷ビル二階 | | 平成二十年 | 三月 | 一日 | | |
| 直樹クリニック | 由利直樹 | 川口市榛松一丁目一五 | | | | | 平成二十年 | 三月 | 一日 | | |
| 山川整形外科 | 福元川 | 川口市幸町二丁目三八 | 一〇一 | 幸町医療ビル | | | 平成二十年 | 二月 | 一日 | | |
| 福元内科クリニック | 福元俊孝 | 所沢市南住吉二丁目二六 | | | | | 平成二十年 | 二月 | 十三日 | | |
| 森田整形外科クリニック | 森田博之 | 本庄市小島二丁目一四 | | | | | 平成二十年 | 二月 | 十三日 | | |
| 菊地医院 | 菊地善秀 | 蕨市錦町二丁目〇一 | 二二 | | | | 平成二十年 | 一月 | 一日 | | |
| きざわ整形外科内科 | 藤岡良彰 | 戸田市中町一丁目七 | 七 | | | | 平成二十年 | 二月 | 一日 | | |
| かたぎりクリニック | 片桐順和 | 入間市扇台四丁目七 | 一五 | | | | 平成二十年 | 二月 | 八日 | | |
| あおき整形外科 | 青木義広 | 越谷市千間台東一丁目四 | 一 | | | | 平成二十年 | 三月 | 三日 | | |
| はんだ歯科医院 | 半田勝利 | 川口市柳崎五丁目一 | | ツカサビル一〇一 | | | 平成二十年 | 二月 | 一日 | | |
| 医療法人社団梨生会 | 医療法人社団梨生会 | 春日部市緑町六丁目一〇 | 一五 | マルエツ春日部緑町店二階 | | | 平成二十年 | 二月 | 一日 | | |
| ウイナル歯科 | 神保克成 | 草加市氷川町二丁目五 | 一九 | | | | 平成二十年 | 三月 | 四日 | | |
| 医療法人社団清稜会 | 医療法人社団清稜会 | 和光市南一丁目一五 | 〇 | | | | 平成二十年 | 三月 | 四日 | | |
| セントラル歯科 | 医療法人社団セントラル歯科 | 三郷市早稲田一丁目六 | 一七 | | | | 平成二十年 | 二月 | 一日 | | |
| 医療法人岸田会 | 医療法人岸田会 | 鶴ヶ島市五味ヶ谷三丁目一 | | | | | 平成二十年 | 三月 | 一日 | | |
| 医療法人積仁会 | 医療法人積仁会 | 日高市森戸新田九 | 九一 | | | | 平成二十年 | 三月 | 六日 | | |
| 医療法人社団愛&安 | 医療法人社団愛&安 | 北葛飾郡栗橋町東六丁目一五 | 一 | ベイシアスーパーセンター栗橋店 | | | 平成二十年 | 三月 | 四日 | | |
| 医療法人社団愛&安 | 医療法人社団愛&安 | 北葛飾郡栗橋町東六丁目一五 | 一 | ベイシアスーパーセンター栗橋店 | | | 平成二十年 | 三月 | 四日 | | |
| めぐみ薬局 | 株式会社 | 鴻巣市鴻巣三丁目五 | 一七 | | | | 平成十九年 | 十二月 | 一日 | | |
| ひまわり薬局 | 株式会社 | 上尾市原市三丁目六 | 一三 | | | | 平成二十年 | 二月 | 一日 | | |
| 第一野薬局 | 株式会社 | 八潮市八條一 | 五六七 | | | | 平成二十年 | 二月 | 一日 | | |
| ふじみ野薬局 | 株式会社 | ふじみ野市大原一丁目一四 | | | | | 平成二十年 | 二月 | 一日 | | |
| みやこホームヘルプ事業所 | 株式会社 | 三郷市田中新田二丁目一 | 一 | | | | 平成十九年 | 十一月 | 一日 | | |
| 有限会社 | 有限会社 | 三郷市彦成二丁目三三 | 六 | | | | 平成二十年 | 二月 | 八日 | | |

二 指定施術者

| 氏名 | 住所 | 施設 | | 所在地 | 指定年月日 |
|-------|----|-------------|--------------------------|--------------|-------|
| | | 名称 | 所在 | | |
| 大谷 久光 | | 大谷 接骨院 | 秩父市山田一六一―三 | 平成二十年 二月 七日 | |
| 小林 大介 | | アクア整骨院 | 東京都足立区竹の塚六―二―二 八汐ビル一〇一 | 平成二十年 二月二十八日 | |
| 村山 順平 | | 整骨院 健楽院 | 春日部市中央二―七―九 三F | 平成二十年 二月 十三日 | |
| 平岡 頼幸 | | 栄町 鍼灸院 | 東京都東村山市栄町二―七―五 | 平成十九年十二月 一日 | |
| 井上 武 | | 訪問マッサージ ころろ | 越谷市大澤三―五―七 | 平成二十年 三月 三日 | |
| 三神 穰司 | | 訪問マッサージ ころろ | 朝霞市根岸台一―一―六七 クラブハウス朝霞一〇三 | 平成二十年 二月二十二日 | |

埼玉県告示第四百五十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年三月二十八日

一 指定医療機関

埼玉県知事 上田 清司

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|---------------|------|-----------------|-----------------|
| たのむら歯科 | 所在地 | 川口市芝四一八〇―四二二三 | 川口市芝宮根町二〇―二二三 |
| 岩田歯科医院 | 所在地 | 川口市芝三九七九―六一〇三 | 川口市芝宮根町一―四二一一〇三 |
| よつば耳鼻咽喉科 皮膚科 | 名称 | よつば耳鼻咽喉科 | よつば耳鼻咽喉科皮膚科 |
| ウエルシア薬局 川口伊刈店 | 所在地 | 川口市伊刈五一〇―一 | 川口市芝東町五―三二 |
| 渋川産婦人科 医院 | 所在地 | 川口市芝四一四三―二一五 | 川口市芝下三―四二―一五 |
| 高間クリニック | 名称 | 医療法人財団利根荒川会高間医院 | 高間クリニック |

二 指定施術者

埼玉県告示第四百五十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第四十九条(同法第五十五条において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十年三月二十八日

| 氏名 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------|-------|-------------------|---------------|
| 花房 豊 | 施設所名称 | コナミススポーツクラブ 入間接骨院 | 狭山つじ接骨院 |
| 田中 洋平 | 施設所名称 | 入間市豊岡一―一―二 | 狭山市富士見一―二七―一 |
| 上原 香理 | 施設所名称 | たかの接骨院 | たなか接骨院 |
| | 施設所在地 | 三郷市鷹野一―一五五―一六 | 三郷市彦江一―七―四 |
| | 施設所在地 | 川口市芝五六七五 | 川口市芝高木一―一四―一九 |

埼玉県知事 上田 清司

一 指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------------------|-----------------------|-------------|
| 太陽堂薬局 | 加須市中央二一九九 | 平成二十年三月四日 |
| サンデンタルクリニック | 春日部市緑町六一〇—五マ ルエツ二F | 平成二十年二月一日 |
| ウエルシア薬局 松伏ゆめみ野店 | 北葛飾郡松伏町ゆめみ野五一— 一五 | 平成二十年一月三十一日 |
| ひまわり薬局 原市店 | 上尾市原市三三〇六一三 | 平成二十年一月三十一日 |
| めぐみ薬局 | 鴻巣市鴻巣三二五—七 | 平成十九年十一月三十日 |
| 菊地医院 | 蕨市錦町二—四—一八 | 平成二十年一月一日 |
| 渋川産婦人科医院 | 川口市芝四一四三—二 | 平成六年五月十六日 |

二 指定施術者

| 氏名 | 住所 | 施設 | | 所在地 | 廃止年月日 |
|------|----|-------|----------|-----|-------------|
| | | 名称 | 所 | | |
| 金子一 | | 栗原整骨院 | 川越市笠幡三—三 | | 平成十六年十月三十日 |
| 中山典行 | | 中山接骨院 | 坂戸市森戸四〇 | | 平成十九年十一月三十日 |

埼玉県告示第四百五十五号
生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による介護扶助のための介護機関として、次の者を指定した。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

| 第一薬局 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-------------------|-------------------------------|-------------|
| 山川整形外科 | 八潮市八条一五六七 住宅都市整備公団八潮団地 地産ストア内 | 平成二十年一月三十一日 |
| 野口皮膚科診療所 | 川口市幸町二—八—三八 | 平成二十年二月一日 |
| 山口胃腸科医院 | 熊谷市筑波二—四八—一 大栄 日生熊谷ビル二F | 平成二十年二月二十九日 |
| きざわ整形外科 | 桶川市下日出谷九八五 | 平成二十年三月三十一日 |
| 内科 | 戸田市中町一—一七 | 平成二十年一月三十一日 |
| 医療法人岸田会 | 鶴ヶ島市上広谷三三五 | 平成二十年三月一日 |
| 岸田歯科医院 | 三郷市早稲田一—六—二 斉藤マ ンション一階 | 平成二十年二月一日 |
| 医療法人社団 セントラル歯科 | | |

| 名称 | 所在地 | 開設者名 | サービスの種類 | 指定年月日 |
|---------------------------------|-----------------------------------|--------------------|-------------------------------------|--------------------------|
| ながさわ内科 医療法人社団阿雅舎会 小手指整形外科 | 所沢市小手指元町二—二九—二二 所沢市小手指元町三—二—三一 | 長澤正樹 医療法人社団阿雅舎会 | 訪問看護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション | 平成十九年十一月一日 平成十九年十二月一日 |

| | | | | |
|------------------------|-------------------------|-------------------|--|-------------|
| 野口皮膚科診療所 | 熊谷市筑波二丁目四八―一 大栄日生熊谷ビル二階 | 野口哲郎 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年三月一日 |
| 医療法人相羽医院 | 吉川市栄町八八八―一 | 医療法人相羽医院 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年三月三日 |
| やまどり薬局 | 富士見市羽沢一―一七―一六 | 有限会社エム・エイチファーマシー | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成十九年十月一日 |
| 介護老人保健施設 ケアセンター八潮 | 八潮市鶴ヶ曾根一―一八四―四 | 医療法人社団 協友会 | 介護予防居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション | 平成二十年三月一日 |
| 介護老人保健施設 エルサ上尾 | 上尾市藤波三―二六五―一 | 医療法人社団 愛友会 | 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション | 平成二十年一月一日 |
| ふくしあ | 春日部市西宝珠花一七二 | 株式会社セブン・スマイル | 通所介護 介護予防通所介護 | 平成二十年二月八日 |
| たんぼぼ翔裕園 デイサービスセンター | 鴻巣市大間八二九―一 | 社会福祉法人 元気村 | 介護予防通所介護 | 平成二十年三月三日 |
| たんぼぼ翔裕園 短期入所生活介護 | 鴻巣市大間八二九―一 | 社会福祉法人 元気村 | 介護予防短期入所生活介護 | 平成二十年三月三日 |
| こうのすたんぽぽ翔裕園 デイサービスセンター | 鴻巣市郷地一七四六―一 | 社会福祉法人 元気村 | 通所介護 介護予防通所介護 | 平成十九年九月一日 |
| シヨートステイケアサポートそうか | 草加市瀬崎町一三一〇―七 | ケアサポート株式会社 | 介護予防通所介護 短期入所生活介護 | 平成十九年十二月一日 |
| 光の丘 | 入間郡越生町上野三〇七八―五 | 社会福祉法人 光 | 介護予防通所介護 | 平成二十年二月二十九日 |
| ななふく苑 | 入間郡毛呂山町西大久保七六六―一 | 社会福祉法人 埼玉聴覚障害者福祉会 | 短期入所生活介護 | 平成二十年二月一日 |
| シヨートステイかるな荒幡 | 所沢市荒幡一〇四〇―一 | 医療法人 二心会 | 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 | 平成二十年三月一日 |
| ケアサポート・ロイヤル | 所沢市旭町七―九 | 株式会社社会福祉総合研究所 | 訪問介護 福祉用具貸与 居宅介護支援 介護予防訪問介護 | 平成二十年三月五日 |
| ビッグマザー狭山 | 狭山市入間川三―四―一五 小林ビル三F | 株式会社セイジョー | 介護予防防福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 訪問介護 | 平成二十年二月一日 |

| | | | | |
|----------------------------------|-----------------------------|------------------------------|--|------------------------|
| サンベスト上福岡 | ふじみ野市上福岡一―一二―二九 | 山手ケアサービス株式会社 | 居宅介護支援 介護予防訪問介護 | 平成二十年三月十日 |
| サンベスト上福岡 | ふじみ野市上福岡一―一二―二九 | 山手ケアサービス株式会社 | 介護予防通所介護 | |
| 株式会社ケアネット熊谷サービスセンター | 熊谷市中奈良一―二二四―一九 | 株式会社 ケアネット | 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 介護予防福祉用具貸与 | 平成二十年三月十日 平成二十年二月一日 |
| 社会福祉法人寄居町社会福祉協議会 医療法人相羽医院たんぼぼ | 大里郡寄居町保田原三〇―一 吉川市中野二七〇―二 | 社会福祉法人寄居町社会福祉協議会 医療法人相羽医院 | 介護予防訪問介護 訪問介護 通所介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防通所介護 | 平成二十年二月一日 平成二十年三月三日 |
| ぐるーぷぼーむ・ハクビ東川口 | 川口市戸塚四一七九―一 | アイネット株式会社 | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成十九年十二月一日 |
| グループホームかるな山口 | 所沢市山口二五八四 | 医療法人二心会 | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成二十年三月一日 |
| ベテラン館ましば小規模多機能型居宅介護 | 飯能市緑町八一―三 | 有限会社間柴メディカルサービス | 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 平成二十年二月二十六日 |
| 小規模多機能ホームよさげ家小島 | 熊谷市小島二五一 | 株式会社アール・エス・ケー | 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 平成二十年三月三日 |
| 坂戸グループホームそよ風 | 坂戸市赤尾一八九三―一 | 株式会社メデカジャパン | 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成二十年二月十八日 |

埼玉県告示第四百五十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百五十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | サービスの種類 |
|----------------|------|-----------------------|---------------|--|
| 川口ハートクリニック内科 | 所在地 | 川口市芝宮根四〇二一―一八 | 川口市芝宮根町四一〇 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| 菊地医院 | 所在地 | 蕨市錦町二一四―一八 | 蕨市錦町二一〇―一二 | 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 |
| セントラル歯科 | 所在地 | 医療法人社団セントラル歯科 | セントラル歯科 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| 医療法人岸田会 岸田歯科医院 | 所在地 | 三郷市早稲田一―六―二 齊藤マンション一階 | 三郷市早稲田一―六―一七 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| 株式会社 介護ぶれーん | 所在地 | 鶴ヶ島市上広谷三六五 | 鶴ヶ島市五味ヶ谷二三三―一 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 |
| 介護福祉センターふじみ | 名称 | 株式会社介護ブレーション | 株式会社介護ぶれーん | 訪問介護 訪問入浴介護 福祉用具貸与 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防福祉用具貸与 訪問介護 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 |
| ふくしあ | 所在地 | 春日部市新宿新田二二八―八四 | 春日部市西宝珠花一七二 | 訪問介護 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 |
| 介護福祉センターふじみ | 名称 | 訪問介護ふじみ | 介護福祉センターふじみ | 訪問介護 居宅介護支援 訪問介護 介護予防訪問介護 |

| 名称 | 所在地 | サービスの種類 | 休止年月日 |
|----------------|-----------|----------------------|--------------|
| 株式会社福祉の街 飯能営業所 | 飯能市川寺三八―五 | 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護 | 平成二十年 一月三十一日 |

埼玉県告示第四百五十八号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第二項の規定による指定介護機関(同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなさ

れた介護老人福祉施設を含む。)から、次のとおり廃止の届出があった。
 平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

| 名 称 | 所 在 地 | サービスの種類 | 廃 止 年 月 日 |
|-----------------|---------------------|---|--------------|
| 新井整形外科科 | 川口市芝樋ノ爪一六二七 | 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年 一月 一日 |
| 瀧澤 医 院 | 草加市北谷二一八三五 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成十九年十二月三十一日 |
| 野口皮膚科診療所 | 熊谷市筑波二四八一大栄日生熊谷ビル二F | 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 | 平成二十年 二月二十九日 |
| おひさま介護サービス 北本 | 北本市中央三一一二豊田ビル一F | 訪問介護 介護予防訪問介護 居宅介護支援 | 平成二十年 一月三十一日 |
| ケアサポート・ロイヤル | 所沢市旭町七一九 | 訪問介護 介護予防訪問介護 福祉用具貸与 | 平成二十年 二月二十九日 |
| ケアサポート・ロイヤル | 所沢市旭町七一九 | 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 | 平成二十年 二月二十九日 |
| ぐるーぷほーむ・ハクビ 東川口 | 川口市戸塚四一七九一 | 特定介護予防福祉用具販売 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 平成十九年十一月 三十日 |
| ショートステイ かるな荒幡 | 所沢市荒幡一〇四〇一 | 短期入所生活介護 | 平成二十年 二月二十九日 |

埼玉県告示第四百五十九号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月二十八日

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県知事 上田清司

結核登録者情報システム機器等賃貸借 一式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
平成20年5月1日(木)から平成25年4月30日(火)まで
ただし、平成21年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。
- (4) 履行場所
埼玉県保健医療部疾病対策課が指定する場所
- (5) 入札方法
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。
- 2 競争入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。
 - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
 - (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)
- 3 入札書の提出場所等
 - (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

- 入手手順は、下記のとおり
- ア 埼玉県ホームページを開く。
 - イ 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
 - ウ 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。
 - エ 「入札情報公開システム」を選択する。
 - オ 調達機関は「埼玉県」を選択する。
 - カ 部局名は「保健医療部」を選択する。
 - キ 課所名は「疾病対策課」を選択する。
 - ク 「物品等」を選択する。
 - ケ 「1 発注情報の検索」を選択する。
 - コ 検索ボタンをクリックする。
 - ク 本入札案件を選択する。
 - イ 紙媒体での入手を希望する場合
下記(2)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)
 - (2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(上記(1)アの場合を含む。)
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県保健医療部 疾病対策課感染症対策担当 田部井 電話 048-830-3557(直通) FAX 048-830-4809
 - (3) 入札書受付期間
ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年4月10日(木)午前10時まで
イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年4月9日(水)午後5時まで(必着)
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
 - (4) 開札の場所及び日時

埼玉県保健医療部疾病対策課 平成20年4月10日(木) 午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び機能証明書を次のいずれかの方法で平成20年4月4日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

同システムから確認申請する。

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

3(2)の場所に郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は書留郵便とし、上記の期限内に必着のこと。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(6) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県告示第四百六十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアモールひだか(A街区)

日高市大字森戸新田字藤久保八十八番五 外四筆

ベイシアモールひだか(B街区)

日高市大字森戸新田字藤久保八十八番一 外四筆

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 日高ショッピングモール(A街区)

(仮称) 日高ショッピングモール(B街区)

(変更後) ベイシアモールひだか(A街区)

ベイシアモールひだか(B街区)

ハ 変更年月日

平成十八年四月二十七日

ニ 届出年月日

平成二十年三月十四日

二 縦覧期間

平成二十年三月二十八日から平成二十年七月二十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県西部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。
 イ 意見書提出期間
 平成二十年三月二十八日から平成二十年七月二十八日まで
 ロ 意見書提出先
 埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第四百六十二号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定により、平成二十年三月十七日次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

| | | | | |
|--------------|--------|-----------|---|------------------------------|
| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量(%) その他の規格 | 生産業者の氏名又は名称及び住所 |
| 埼玉県 第六六七号 | 乾燥菌体肥料 | メイジ乾燥菌体肥料 | 窒素全量 四・五 りん酸全量 一・〇 含有を許される有害成分の最大 量及びその他の制限事項は公定 規格のとおり | 明治製菓株式会社 東京都中央区京橋二丁目4番16号 |

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百六十一号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第三項の規定により、中福東土地改良区理事長から平成二十年三月二十一日に、中福東土地改良区
 営土地改良事業(区画整理)・中福地区の換地処分をした旨の届出があった。
 平成二十年三月二十八日
 埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第四百六十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成二十年三月二十八日

一 土砂災害警戒区域

埼玉県知事 上田清司

| 土砂災害警戒区域の名称 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 |
|-------------|--------------------------------|---------------------|
| 石戸宿一丁目 | 平面図等を埼玉県北本県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 越上―1 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 |
| 越上―2 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備え | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 荒井川左支溪 | 荒井川 | 西山 | 棚里 | 東 | 梅ノ久保 | 西ノ久保 | 西ノ入1 | 上荒井1 | 上荒井2 | 阪本 | 坂尻 |
| 平面図等を埼玉県飯能 置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 |
| 土石流 | 土石流 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 | 急傾斜地の崩壊 |

| | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| つつじ公園沢 | 黒岩 | 高取川左支溪 | 高取川 | 高取川右支溪3 | 高取川右支溪2 | 高取川右支溪1 | 中曾根沢 | 清水沢 | 天狗滝沢 | 三滝川 |
| 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能 県土整備事務所 に備え置いて縦覧に供する。 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |

二 土砂災害特別警戒区域

| | | | | |
|------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|--|
| 南沢 | 土砂災害特別警戒区域の名称 | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
| | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
| | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
| | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 |
| 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |

| | | | |
|-------|------------------------------|---------|------------------------------|
| 上荒井—1 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 |
| 上荒井—2 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 |
| 西ノ入—1 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 |
| 西ノ久保 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 |
| 梅ノ久保 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 |
| 東 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 |
| 棚里 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 |
| 西山 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 | 急傾斜地の崩壊 | 平面図等を埼玉県飯能県土整備事務所に備えて縦覧に供する。 |

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 黒岩 | 高取川右支溪3 | 高取川右支溪2 | 高取川右支溪1 | 天狗滝沢 | 荒井川左支溪 | 荒井川 | |
| 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 |
| 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 | 土石流 |
| 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 |

| | | | |
|----|---|-----|---|
| 南沢 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 | 土石流 | 平面図等を埼玉県 飯能県土整備事務 所及び越生町役場 に備え置いて縦覧 に供する。 |
| | に備え置いて縦覧 に供する。 | | に備え置いて縦覧 に供する。 |

埼玉県告示第四百六十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流
流出抑制施設の設置等に関する条例(平
成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第
一項の規則で定める技術的基準に適合す
ると認められたので、告示する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 許可番号

第二〇〇六一二五一一号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地
の区域

加須市大字岡古井字川面一五〇一一

他三〇筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 一二九四・三立方メートル

浸透効果量 〇・〇二五立方メー
トル毎秒

~~~~~

埼玉県告示第四百六十五号

都市公園の区域を次のとおり変更す  
る。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

しらこぼと公園

二 位置

越谷市大字砂原、小曾川、野島及び  
さいたま市岩槻区大字末田地内

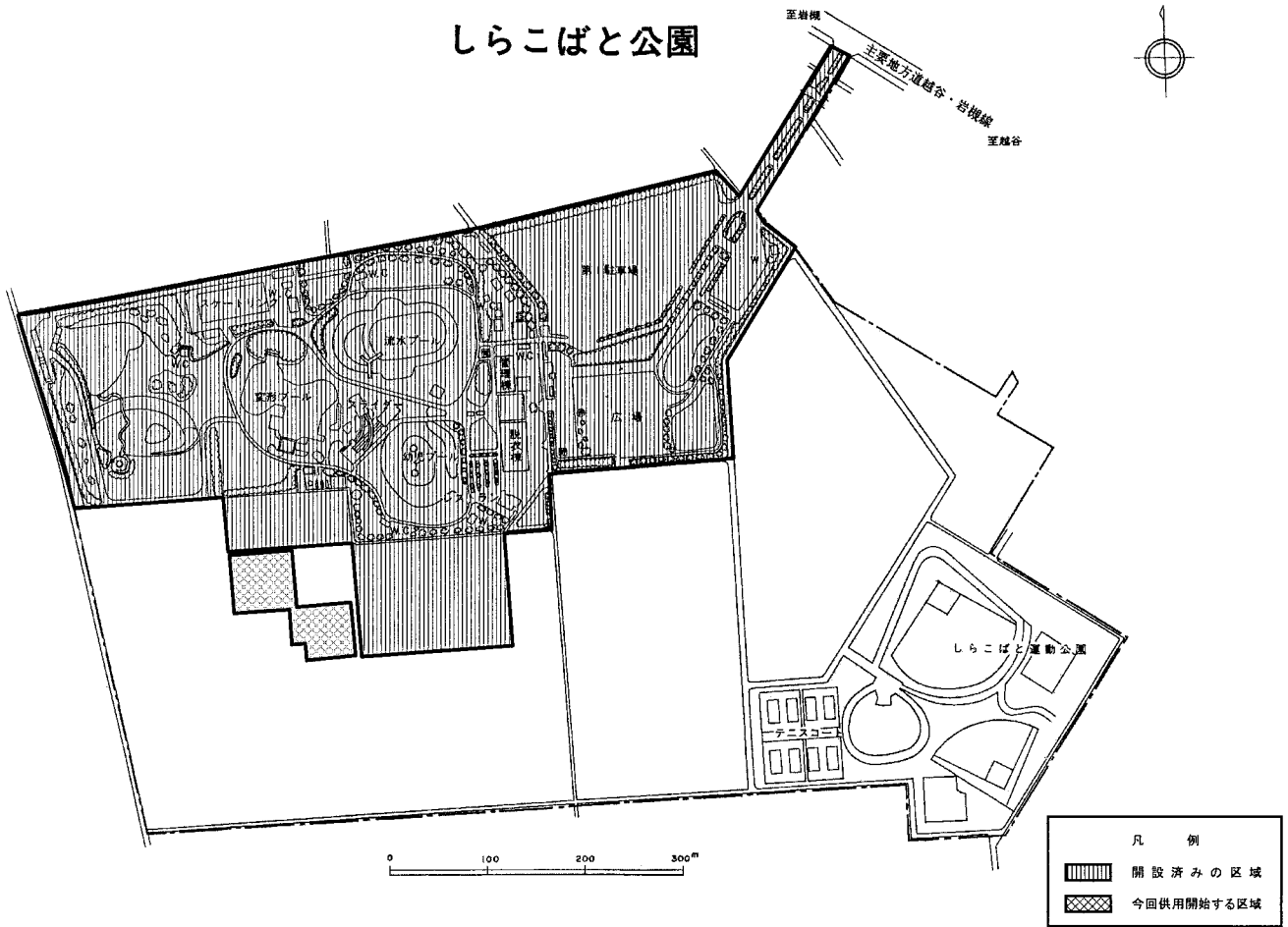
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十年四月一日

# しらこぼと公園



埼玉県告示第四百六十六号  
 都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 名称

吉川公園

二 位置

吉川市大字下内川、八子新田、鍋小路及び深井新田地内

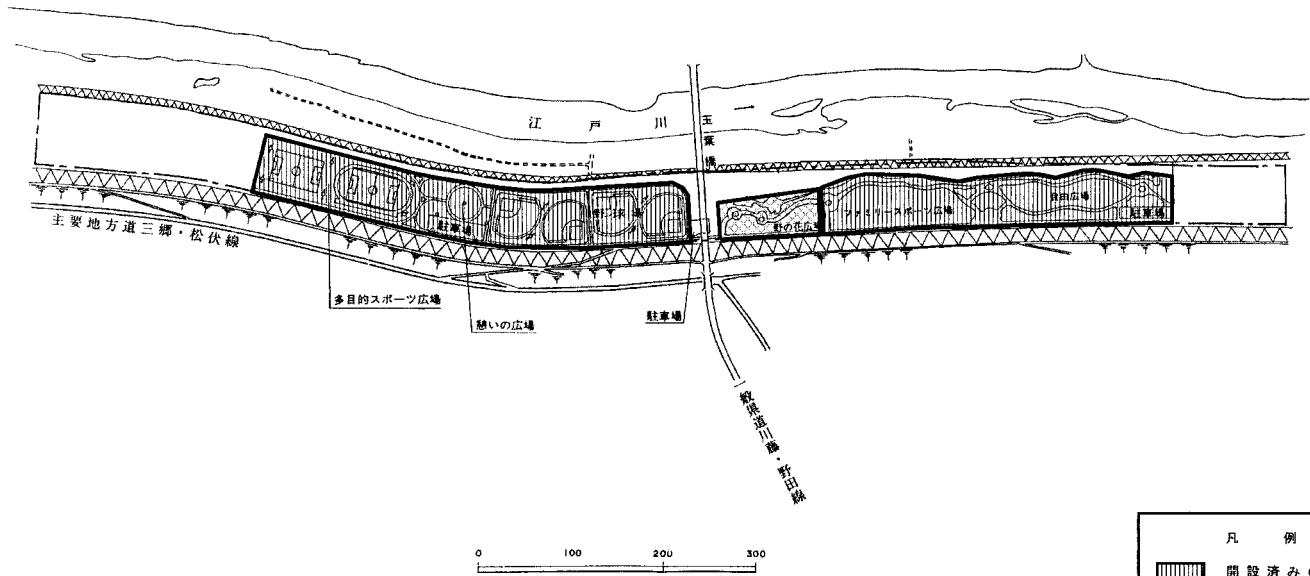
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十年四月一日

吉川公園



| 凡 例 |            |
|-----|------------|
|     | 開設済みの区域    |
|     | 今回供用開始する区域 |

埼玉県告示第四百六十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十年埼玉県告示第二百四号で告示した新座都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 施行者の名称

新座市

二 都市計画事業の種類及び名称

新座都市計画下水道事業新座公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和五十年二月十二日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第二百四号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百五十九号、昭和六十二年埼玉

県告示第六百七十号、平成元年埼玉

県告示第十号、平成九年埼玉県

告示第四百十九号、平成十二年埼玉

県告示第六百二十号、平成十四年

埼玉県告示第四百七十七号及び平成

十五年埼玉県告示第四百九十七号

の事業地に、新座市新塚を加え、新座市野火止二丁目及び四丁目、大和田四丁目、菅沢一丁目及び二丁目、畑中一丁目、馬場一丁目及び四丁目、池田一丁目及び四丁目、道場一丁目、堀ノ内一丁目及び二丁目、石神一丁目、西堀一丁目、栄一丁目及び二丁目、野寺一丁目及び三丁目、片山二丁目及び三丁目並びに栗原一丁目の事業地を変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十年埼玉県告示第二百四号、昭和五十六年埼玉県告示第千八百五十九号、昭和六十二年埼玉

県告示第六百七十号、平成元年埼玉

県告示第十号、平成九年埼玉県

告示第四百十九号、平成十二年埼玉

県告示第六百二十号、平成十四年

埼玉県告示第四百七十七号及び平成

十五年埼玉県告示第四百九十七号

の事業地に、新座市西掘二丁目、

石神一丁目、栄二丁目及び池田四

丁目の事業地を変更する。

埼玉県告示第四百六十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十五年埼玉県告示第四百九十四号で告示した川越都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

川越市

二 都市計画事業の種類及び名称

川越都市計画下水道事業川越公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和三十五年四月一日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

ロ 分流汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十五年埼玉県告示第四百九十四号、昭和四十七年埼玉県告示第四百五十六号、昭和四十八年

埼玉県告示第二百五十一号、昭和五十一年埼玉県告示第四百七十八

号、昭和五十二年埼玉県告示第千

三百三十一号、昭和五十三年埼玉

県告示第千二百四十九号、昭和五

十六年埼玉県告示第千四百七十七

号、昭和五十七年埼玉県告示第千

二百三十六号、昭和六十年埼玉県告示第千五百八十七号、昭和六十二年埼玉県告示第四百九十二号、平成元年埼玉県告示第二百八十九号、平成三年埼玉県告示第七百三十二号、平成五年埼玉県告示第五百二二号、平成七年埼玉県告示第七百八十三号、平成九年埼玉県告示第七百五十一号、平成十二年埼玉県告示第九百六十号、平成十四年埼玉県告示第千三十号、平成十五年埼玉県告示第千四百八十六号及び平成十八年埼玉県告示第五百六十二号の事業地に、川越市大字石田本郷字柳原町地内、大字鴨田字八ッ島町及び洲ノ上町地内、芳野台一丁目地内、芳野台二丁目地内、大字天沼新田字稲荷地内、大字吉田字下川原添、字宮山、字稲荷及び字白髪地内、大字笠幡字後口、字堂脇、字笠新田及び字田中畑地内、大字安比奈新田字開発及び字水久保林地内、大字鯨井新田字御新田地内、大字寺山字八口地内、大字伊佐沼字沼田町地内、大字松郷字妙瀬町地内、問屋町地内、大字古谷上字伊佐沼地内、大

字今福字陳場及び字立野地内、大字砂久保字小帖地内、大字上松原字内三保野地内並びに大字下松原字上千代盛地内を加え、大字天沼新田字大三角地内、大字吉田字高台、字八幡下及び字稲荷山地内、大字笠幡字倉谷ヶ戸地内、大字安比奈新田字並木上地内、大字鯨井新田字上郷地内、大字上寺山字姥神地内、大字今福字砂久保元牛子分及び字中台地内並びに大字南大塚字向ノ原地内において事業地を変更する。

ハ 分流雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十六年埼玉県告示第七百七号で告示した久喜都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

久喜市

二 都市計画事業の種類及び名称

久喜都市計画下水道事業久喜公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年五月二十八日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十六年埼玉県告示第七百

七号、昭和四十七年埼玉県告示第

千四百六十一号、昭和五十年埼玉

県告示第二十二号、昭和五十六年

埼玉県告示第千五百九十九号、昭

和五十八年埼玉県告示第四百七十

号、昭和五十九年埼玉県告示第六

百四十五号、昭和六十一年埼玉県

告示第四百九号、平成元年埼玉県

告示第千三百八号、平成三年埼玉

告示第千七百九十六号、平成七年

埼玉県告示第千二百三十九号、平

成十一年埼玉県告示第千四百六十

号、平成十五年埼玉県告示第七百

三十号及び平成十八年埼玉県告示

第五百三十三号の事業地のうち、

久喜市清久町、河原井町及び下清

久字鶴ノ谷地内において事業地を

変更する。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし







変更なし

埼玉県告示第四百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十一年埼玉県告示第三百七十九号で告示した加須都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 施行者の名称

加須市

二 都市計画事業の種類及び名称

加須都市計画下水道事業加須公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和五十一年三月九日から

平成二十六年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収容の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和五十一年埼玉県告示第三百七十九号、昭和五十五年埼玉県告示第四百十六号、昭和五十九年埼玉県告示第二百二十号、昭和六十年埼玉県告示第千五百六十一号、平成五年埼玉県告示第四百六十八号、平成十年埼玉県告示第三百七十七号、平成十一年埼玉県告示第三百四十号及び平成十五年埼玉県告示第千八百三十八号の事業地のうち、加須市大字礼羽地内に

七百七十七号、平成十一年埼玉県告示第三百四十号及び平成十五年埼玉県告示第千八百三十八号の事業地のうち、加須市大字礼羽地内に  
おいて事業地を変更する。  
ロ 雨水  
(1) 収容の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
昭和五十一年埼玉県告示第三百七十九号、昭和五十五年埼玉県告示第四百十六号、昭和五十九年埼玉県告示第二百二十号、昭和六十年埼玉県告示第千五百六十一号、平成五年埼玉県告示第四百六十八号、平成十年埼玉県告示第三百七十七号、平成十一年埼玉県告示第三百四十号及び平成十五年埼玉県告示第千八百三十八号の事業地のうち、加須市大字礼羽地内に  
おいて事業地を変更する。

埼玉県告示第四百七十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和五十六年埼玉県告示第百九十四号で告示した熊谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 施行者の名称

熊谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

熊谷都市計画下水道事業平戸幹線

三 事業施行期間

昭和五十六年二月六日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

(1) 収容の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

埼玉県告示第四百七十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第七百二号で告示した熊谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。  
平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清 司

一 施行者の名称

熊谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

熊谷都市計画下水道事業熊谷公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和三十二年十一月十九日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

ハ 分流水

(1) 収容の部分

変更なし

(2) 使用の部分

号、平成十年埼玉県告示第千六百九十三号、平成十三年埼玉県告示第千六百六十七号、平成十四年埼玉県告示第千四百一十一号、平成十五年埼玉県告示第七百七十二号、平成十六年埼玉県告示第六百五十五号、平成十七年埼玉県告示第七百三十一号、平成十八年埼玉県告示第六百九十一号及び平成十九年埼玉県告示第四百二十号の事業地に、川口市大字木曾呂字無品原、字天神下、字表及び字窪下、大道合字久保前、大字西立野字道上、字宮合及び字西、大字石神字雨堤、字仲道、字東町及び字枯木前並びに大字新堀字東前、字新田及び字越戸を加え、川口市大字行衛字向土手、大字源左衛門新田字東野及び字中台、大字差間字立野橋前、大字石神字海道西、字稲荷丸及び字吹原、大字木曾呂字北、北原台一丁目、北原台二丁目、大字西立野字寺ヶ崎、大字新堀字前、字後、字海老田、字榎戸及び字沖田、大字榛松字上海老田、字中海老田、字北山梨子及び字南山梨子並びに大字峯字前及び字後において事業地を変更する。

イ 合流区域

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分

昭和三十八年埼玉県告示第七百二二号、昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号、昭和三十九年埼玉県告示第七百六十八号、昭和三十九年埼玉県告示第八百九十九号、昭和三十九年埼玉県告示第五百三十三号、昭和三十九年埼玉県告示第四百四十号、平成元年埼玉県告示第二百九十一号、平成五年埼玉県告示第四百四十五号、平成八年埼玉県告示第二百四十五号、平成九年埼玉県告示第三百五十七号、平成十三年埼玉県告示第六十六号及び平成十七年埼玉県告示第六百八十一号の事業地に、戸出字高戸を加え、銀座六丁目、平戸字八町及び丸屋敷地内において事業地を変更する。

ロ 分流式汚水

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分

昭和三十八年埼玉県告示第七百二二号、昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号、昭和三十九年埼玉県告示第七百六十八号、昭和三十九年埼玉県告示第八百九十九号、昭和三十九年埼玉県告示第五百三十三号、昭和三十九年埼玉県告示第四百四十号、平成元年埼玉県告示第二百九十一号、平成五年埼玉県告示第四百四十五号、平成八年埼玉県告示第二百四十五号、平成九年埼玉県告示第三百五十七号、平成十三年埼玉県告示第六十六号及び平成十七年埼玉県告示第六百八十一号の事業地のうち、玉井字五

号、昭和三十九年埼玉県告示第七百九十九号、平成元年埼玉県告示第七百九十九号、平成五年埼玉県告示第四百四十号、平成八年埼玉県告示第二百四十五号、平成九年埼玉県告示第三百五十七号、平成十三年埼玉県告示第六十六号及び平成十七年埼玉県告示第六百八十一号の事業地に、上之字秋葉前、諏訪木、吉原裏、吉原、大河内、勝吾及び前田を加え、玉井字五反畑地内において事業地を変更する。

ハ 分流式雨水

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分

昭和三十八年埼玉県告示第七百二二号、昭和三十九年埼玉県告示第七百三十八号、昭和三十九年埼玉県告示第七百六十八号、昭和三十九年埼玉県告示第八百九十九号、昭和三十九年埼玉県告示第五百三十三号、昭和三十九年埼玉県告示第四百四十号、平成元年埼玉県告示第二百九十一号、平成五年埼玉県告示第四百四十五号、平成八年埼玉県告示第二百四十五号、平成九年埼玉県告示第三百五十七号、平成十三年埼玉県告示第六十六号及び平成十七年埼玉県告示第六百八十一号の事業地のうち、玉井字五

反畑地内において事業地を変更する。

埼玉県告示第四百七十五号

都市計画法(昭和三十二年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和三十六年埼玉県告示第五百四十七号で告示した行田市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

行田市

二 都市計画事業の種類及び名称

行田市計画下水道事業行田公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和三十五年十一月六日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 合流区域

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

ロ 分流式汚水

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

変更なし

ハ 分流式雨水

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

埼玉県告示第四百七十六号  
都市計画法(昭和三十二年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和三十八年埼玉県告示第五百五十二号で告示した鴻巣都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 施行者の名称

鴻巣市

二 都市計画事業の種類及び名称

鴻巣都市計画下水道事業鴻巣公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和三十八年八月三十一日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

ロ 雨水

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

- (1) 収容の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
変更なし

変更なし  
使用の部分  
変更なし

埼玉県告示第四百七十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十八年埼玉県告示第九十号で告示した桶川都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 施行者の名称

桶川市

二 都市計画事業の種類及び名称

桶川都市計画下水道事業桶川公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和四十八年一月十六日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収容の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

ロ 雨水

(1) 収容の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

変更なし

埼玉県告示第四百七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千四十五号で告示した北本都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 施行者の名称

北本市

二 都市計画事業の種類及び名称

北本都市計画下水道事業北本公共下水道

水道

三 事業施行期間

昭和四十九年八月二十日から

平成二十五年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収容の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

ロ 雨水

(1) 収容の部分  
変更なし

(2) 使用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

使用の部分  
変更なし

埼玉県告示第四百七十九号

昭和五十年埼玉県告示第八百五十六号(埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について)の一部を次のように改正し、平成二十年三月二十九日から施行する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

第一号ロ(27)を次のように改める。

(27) 一般県道秩父多摩甲斐国立公園

三峰線のうち、起点から二瀬ダム

サイトまでの区間及び当該区間の

路端から両側二百メートル以内の

区域

第一号ロ中(28)を削り、(29)を(28)とし、(30)

を削り、(31)を(29)とし、同号ロに次のように加える。

(30) 一般国道二百五十四号のうち、

主要県道鴻巣川島線との交点から

一般県道日高川島線との交点まで

の区間並びに主要県道鴻巣川島線

との交点から一般国道四百六十八

号との交差点までの区間の路端か

ら右側五十メートル以内の区域及

び一般国道四百六十八号との交差

点から一般県道日高川島線との交

点までの区間の路端から両側五十

メートル以内の区域

(31) 一般県道上伊草坂戸線のうち、

坂戸市地内道場橋から同市大字横

沼字登戸七百六十一番地までの区

間及び同市大字横沼字北登戸七百

四十九番一から同市大字小沼字大  
道路千六百六番三までの区間並び  
に当該区間の路端から両側五十メ  
ートル以内の区域

第一号ニ(4)中「神流川」を「一級河川  
神流川」に、「児玉郡神泉村」を「児玉

郡神川町」に、「同村」を「同町」に改

め、同号ニ(10)中「秩父多摩国立公園」を

「秩父多摩甲斐国立公園」に改める。

埼玉県告示第四百八十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令

第十六号)第六十八第四項の規定に

基づく収納代理金融機関の指定を次のと

おり取り消す。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田 清司

一 金融機関の名称及び位置

鳩ヶ谷農業協同組合

埼玉県鳩ヶ谷市坂下町一丁目九番六

号

二 取消年月日

平成二十年四月一日

三 取消しの理由

川口市農業協同組合との合併による

法人の解散

法人の解散

法人の解散

法人の解散

埼玉県告示第四百八十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令

第十六号)第六十八第四項の規定に

基づく収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消す。

平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 金融機関の名称及び位置

草加市農業協同組合

埼玉県草加市高砂一丁目四番一七号

二 取消年月日

平成二十年四月一日

三 取消しの理由

あゆみ野農業協同組合との合併による法人の解散

埼玉県告示第四百八十二号

平成十七年埼玉県告示第三百三十五号

(埼玉県収納代理金融機関の指定について)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。ただし、一

の改正規定は公布の日から施行する。平成二十年三月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一中「霞が関一丁目三番二号」を「丸の内二丁目七番二号」に改める。

二中「郵便局をいう」の下に「。二において同じ」を加える。

二に次のただし書を加える。

ただし、窓口における埼玉県の県税

(納期限内に納付されるものに限る。

三において同じ。)の収納事務については、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山

梨県内に所在する店舗及び郵便局に限る。

三中「埼玉県公金」を「埼玉県の公金及び窓口における埼玉県の県税」に改める。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四十八号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。平成二十年三月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

許可番号 平成二十年三月四日

第一九〇一七一〇号

二 検査済証番号

埼玉県教委告示第二十一号

平成十七年埼玉県教委告示第二十号(情報通信の技術を利用して行う手続等に関する告示)の一部を次のように改正し、平成二十年四月一日から施行する。平成二十年三月二十八日

埼玉県教育委員会委員長 高橋史朗

埼玉県立自然と川の博物館 第十三条第四項(ただし、観覧料の免除管理規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号)に限る。)

埼玉県立自然と川の博物館 第十条第四項(ただし、埼玉県立自然の博物館の観覧料の免除に限る。)

平成二十年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高篠包

平成二十年三月二十八日

埼玉県選挙告示第三十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、次の政治団体から設立の届出があった。

(平成二十年2月1日~2月29日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

政治団体の名称

新しい大利根をつくる会

飯島まさおを育てる会

代表者の氏名

柿沼とみこ

佐藤孝

会計責任者の氏名

木村治男

八木茂樹

主たる事務所の所在地

北埼玉郡大利根町砂原一八九〇

北葛飾郡松伏町大川戸二六八―一

届出年月日

平成二十年二月二十九日

平成二十年二月二十九日



えのもとけんじを育てる会 榎本賢治 新座市堀ノ内一―七―二五 平成二十年二月六日

柿沼とみ子後援会 小川久子 北埼玉郡大利根町砂原一八九〇 平成二十年二月二十日

柿沼とみこ後援会明日の大利根町を創る会 並木和男 北埼玉郡大利根町旗井五四二 平成二十年二月二十五日

変わらなければ変えられない変えなければ変わらない会 小峰文夫 小峰もと子 比企郡鳩山町赤沼一九三六―二 平成二十年二月一日

小山みきおを働かせる会 須田昭弘 志木市柏町一―二六―一八 平成二十年二月二十一日

市民と協働のまちづくり推進会議 後藤信義 坂戸市日の出町一〇―四 平成二十年二月二十八日

白鳩会 松本佳和 川口市峯九〇一 平成二十年二月十三日

神風会 中澤俊一 新座市東北二―二三―一九 平成二十年二月二十九日

宮崎まさゆき後援会 宮崎雅之 坂戸市石井二三四四 平成二十年二月七日

やないゆき子後援会 関口八重子 ポール・ステビンクス 坂戸市仲町二八―二 平成二十年二月二十日

埼玉県選管告示第三十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、

平成二十年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

次の政治団体から異動の届出があった。

(平成20年2月1日～2月29日受理分。記載順序は五十音順。)

(一) 政党の支部

| 政治団体の名称          | 異動事項       | 新                  | 旧                   | 届出年月日       |
|------------------|------------|--------------------|---------------------|-------------|
| 公明党上尾総支部         | 会計責任者      | 町田信隆               | 伊藤美佐子               | 平成二十年二月一日   |
| 公明党久喜総支部         | 会計責任者      | 斎藤隆                | 鈴木勲                 | 平成二十年二月一日   |
| 公明党越谷総支部         | 会計責任者      | 岡野英美               | 五十嵐恵千子              | 平成二十年二月一日   |
| 公明党埼玉県本部         | 代表者        | 西田実仁               | 高野博師                | 平成二十年二月二十二日 |
|                  | 会計責任者      | 福永信之               | 西田実仁                | 同 右         |
|                  | 主たる事務所の所在地 | さいたま市浦和区高砂三六―一五 四階 | さいたま市高砂三六―一五相模屋ビル四F | 同 右         |
| 公明党参議院埼玉選挙区第2総支部 | 会計責任者      | 関谷富士男              | 米畑勇                 | 平成二十年二月二十一日 |
| 自由民主党越谷支部        | 会計責任者      | 金子繁雄               | 牛久保てる江              | 平成二十年二月二十五日 |
| 自由民主党埼玉県北第六区第一支部 | 代表者        | 自由民主党埼玉県北第六区第一支部   | 自由民主党埼玉県北第六区第四支部    | 平成二十年二月二十七日 |
| 自由民主党鳩山支部        | 代表者        | 清水憲一               | 森田辰男                | 平成二十年二月五日   |
|                  | 主たる事務所の所在地 | 比企郡鳩山町竹本六二四        | 比企郡鳩山町大字大豆戸七三九      | 同 右         |
| 日本共産党さいたま地区委員会   | 会計責任者      | 斉藤幸雄               | 坂本恭子                | 平成二十年二月十二日  |
| 日本共産党埼玉中部地区委員会   | 代表者        | 吉野忠雄               | 和田日出子               | 平成二十年二月十三日  |
| 民主党埼玉県第2区総支部     | 会計責任者      | 玉井恵章               | 田中康                 | 平成二十年二月二十九日 |





|             |            |            |             |
|-------------|------------|------------|-------------|
| 原島とめお後援会    | 原島正克       | 井上愛作       | 平成二十年二月二十二日 |
| 原田信次後援会     | 原田信次後援会    |            | 平成二十年二月十五日  |
| 平尾良雄後援会     | 松本正雄       | 平尾良雄       | 平成二十年二月十八日  |
|             | 前田勝子       | 平尾邦雄       | 同           |
|             | 北本市東間六一〇七  | 北本市中央三七一—四 | 同           |
| 福井たかよ後援会    | 福井和雄       | 落合和市       | 平成二十年二月二十六日 |
| 北 部 の 後 援 会 | 主たる事務所の所在地 | 北本市東間六一〇七  | 平成二十年二月十五日  |
| 松本安弘を育てる会   | 松本静作       | 松本佳和       | 平成二十年二月十二日  |
| 松本安弘後援会     | 竹元林蔵       | 宮原新一       | 平成二十年二月十二日  |
|             | 松本静作       | 皆川浩吉       | 同           |
| 松本佳和後援会     | 竹元林蔵       | 関 長左衛門     | 平成二十年二月十二日  |
|             | 松本静作       | 鈴木義昭       | 同           |
| やぎした礼子後援会   | 大館一良       | 熊久保朝正      | 平成二十年二月二十七日 |
| 山崎豊後援会      | 藤田八十吉      | 相澤九八朗      | 平成二十年二月二十六日 |
|             | 廣瀬愛子       | 小川英次       | 同           |

埼玉県選管告示第三十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、別記一(平成二十年2月1日)の届出があつた。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出が別記一(平成二十年2月1日)2月29日受理分。記載順序は五十音順。

その他の政治団体

政治団体の名称

新井悦二君をかこむ会

飯野のぶこ後援会

石原ゆう子後援会

出浦弘子後援会

改 革 五 一 後 援 会

古 寺 五 一 後 援 会

小 沼 ス ス 一 後 援 会

白 子 と し お 後 援 会

あつたので、同法第二十条第一項の規定により、別記二のとおりその要旨を公表する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

解散年月日

平成二十年二月二十五日

平成二十年一月三十一日

平成二十年二月三日

平成二十年二月十一日

平成二十年二月二十日

平成十九年十二月三十一日

平成二十年一月三十一日

平成十九年十二月三十一日

届出年月日

平成二十年二月二十六日

平成二十年二月十八日

平成二十年二月八日

平成二十年二月十五日

平成二十年二月二十五日

平成二十年二月七日

平成二十年二月一日

平成二十年二月六日

新木辰男 後援会  
 大成芳次 後援会  
 大田中鉄 後援会  
 田村きくぞう 後援会  
 中村産党桜井くさみ 後援会  
 日本共産党桜井くさみ 後援会  
 森田進を支援する会  
 別記二

政治団体の名称 **新井悦二君をかこむ会**  
 報告年月日 平成20年2月26日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **飯野のぶこ後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 **飯野信子**

資金管理団体の届出に係る公職の種類 **桶川市議会議員**

報告年月日 平成20年2月18日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 4,725円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 4,725円

(2) 支出総額 7,725円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

|              |              |
|--------------|--------------|
| 平成二十年 二月二十六日 | 平成二十年 二月二十六日 |
| 平成二十年 二月十一日  | 平成二十年 二月十三日  |
| 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年 二月七日   |
| 平成二十年 二月二十五日 | 平成二十年 二月二十五日 |
| 平成十九年 五月十四日  | 平成二十年 二月二十二日 |
| 平成二十年 一月三十日  | 平成二十年 二月二十一日 |
| 平成二十年 二月一日   | 平成二十年 二月二十七日 |

政治団体からの寄附 (金額) (事務所の所在地)

合計 4,725円

【寄附の内訳】

ア 政治団体からの寄附

(団体の名称) (金額) (事務所の所在地)

その他の寄附 4,725円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 4,725円

(イ) 備品・消耗品費 4,725円

合計 4,725円

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **石原ゆう子後援会**

報告年月日 平成20年2月8日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 800,000円

ア 前年繰越額 800,000円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 800,000円

2 収入・支出の内訳



| 〔寄附の内訳〕 |                    |            |           |  |  |
|---------|--------------------|------------|-----------|--|--|
| ア       | 政治団体からの寄附          | (金 額)      | (事務所の所在地) |  |  |
|         | (団体の名称)            |            |           |  |  |
|         | 大芳会                | 1,058,316円 | 人間郡三芳町    |  |  |
| (2)     | 支出の内訳              |            |           |  |  |
| ア       | 政治活動費              |            |           |  |  |
|         | (ア) 組織活動費          | 1,100,586円 |           |  |  |
|         | (イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 240,000円   |           |  |  |
|         | a 宣伝事業費            | 240,000円   |           |  |  |
|         | (ウ) 寄附・交付金         | 250,000円   |           |  |  |
|         | (エ) その他の経費         | 35,883円    |           |  |  |
|         | 合 計                | 1,626,469円 |           |  |  |
| 政治団体の名称 | 小沼ヌヌム後援会           |            |           |  |  |
| 報告年月日   | 平成20年2月1日          |            |           |  |  |
|         | (平成19年分)           |            |           |  |  |
| 1       | 収入・支出の総額           |            |           |  |  |
| (1)     | 収入総額               | 0円         |           |  |  |
| (2)     | 支出総額               | 0円         |           |  |  |
|         | (平成20年分)           |            |           |  |  |
| 1       | 収入・支出の総額           |            |           |  |  |
| (1)     | 収入総額               | 0円         |           |  |  |
| (2)     | 支出総額               | 0円         |           |  |  |
| 政治団体の名称 | 白子としお後援会           |            |           |  |  |
| 報告年月日   | 平成20年2月6日          |            |           |  |  |
|         | (平成19年分)           |            |           |  |  |
| 1       | 収入・支出の総額           |            |           |  |  |
| (1)     | 収入総額               | 355,006円   |           |  |  |
| ア       | 前年繰越額              | 155,006円   |           |  |  |
| イ       | 本年収入額              | 200,000円   |           |  |  |
| (2)     | 支出総額               | 355,006円   |           |  |  |
| 政治団体の名称 | 全成会                |            |           |  |  |
| 2       | 収入・支出の内訳           |            |           |  |  |
| (1)     | 収入の内訳              |            |           |  |  |
| ア       | 個人の負担する党費又は会費      |            |           |  |  |
|         | イ 寄 附              |            |           |  |  |
|         | (ア) 寄 付            |            |           |  |  |
|         | a 個人からの寄附          | 100,000円   |           |  |  |
|         | 合 計                | 200,000円   |           |  |  |
|         | [寄附の内訳]            |            |           |  |  |
| ア       | 個人からの寄附            |            |           |  |  |
|         | (寄附者の氏名)           | (金 額)      | (寄附者の住所)  |  |  |
|         | 白子 ふさ子             | 100,000円   | 桶川市       |  |  |
| (2)     | 支出の内訳              |            |           |  |  |
| ア       | 経常経費               |            |           |  |  |
|         | (ア) 備品・消耗品費        | 36,006円    |           |  |  |
|         | イ 政治活動費            |            |           |  |  |
|         | (ア) 組織活動費          | 234,000円   |           |  |  |
|         | (イ) 調査研究費          | 85,000円    |           |  |  |
|         | 合 計                | 355,006円   |           |  |  |
| 政治団体の名称 | 新木辰男後援会            |            |           |  |  |
| 報告年月日   | 平成20年2月26日         |            |           |  |  |
|         | (平成19年分)           |            |           |  |  |
| 1       | 収入・支出の総額           |            |           |  |  |
| (1)     | 収入総額               | 0円         |           |  |  |
| (2)     | 支出総額               | 0円         |           |  |  |
|         | (平成20年分)           |            |           |  |  |
| 1       | 収入・支出の総額           |            |           |  |  |
| (1)     | 収入総額               | 0円         |           |  |  |
| (2)     | 支出総額               | 0円         |           |  |  |

資金管理団体の届出をした者の氏名 内 田 全 一  
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 秩父市長  
 報告年月日 平成20年2月13日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費

(イ) 光熱水費

(ウ) 備品・消耗品費

(エ) 事務所費

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費

(イ) 調査研究費

合 計

(平成20年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

(2) 支出総額

政治団体の名称 **大芳会**

資金管理団体の届出をした者の氏名

資金管理団体の届出に係る公職の種類 古 寺 五 一  
 埼玉県議会議員

報告年月日 平成20年2月7日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額 1,057,394円  
 イ 本年収入額 922円  
 (2) 支出総額 1,058,316円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入

合 計

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金

合 計

政治団体の名称 **田中铁次後援会**

報告年月日 平成20年2月25日

(平成19年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額

ア 前年繰越額

イ 本年収入額

(2) 支出総額

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附

イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入

(ア) 成田山初詣参加費

合 計

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄付者の氏名) (金額)

その他の寄附 (寄付者の住所)

|                    |          |            |    |
|--------------------|----------|------------|----|
| (2) 支出の内訳          |          |            |    |
| ア 政治活動費            |          |            |    |
| (ア) 機関紙誌の発行その他の事業費 | 618,998円 | 1 収入・支出の総額 | 0円 |
| a 機関紙誌の発行事業費       | 212,100円 | (1) 収入総額   | 0円 |
| b その他の事業費          | 406,898円 | (2) 支出総額   | 0円 |
| 合計                 | 618,998円 |            |    |

|            |         |          |            |
|------------|---------|----------|------------|
| 1 収入・支出の総額 |         |          |            |
| (平成20年分)   |         |          |            |
| (1) 収入総額   | 44,249円 | 政治団体の名称  | 森田進を支援する会  |
| ア 前年繰越額    | 44,249円 | 報告年月日    | 平成20年2月27日 |
| イ 本年収入額    | 0円      |          |            |
| (2) 支出総額   | 0円      | (平成19年分) |            |

|                   |            |             |         |
|-------------------|------------|-------------|---------|
| 政治団体の名称           | 中村きくそう後援会  | 1 収入・支出の総額  | 94,993円 |
| 資金管理団体の届出をした者の氏名  | 中村喜久三      | (1) 収入総額    | 94,993円 |
| 資金管理団体の届出に係る公職の種類 | 越谷市議会議員    | ア 前年繰越額     | 0円      |
| 報告年月日             | 平成20年2月22日 | イ 本年収入額     | 0円      |
|                   |            | (2) 支出総額    | 55,518円 |
|                   |            | 1 収入・支出の内訳  |         |
|                   |            | (1) 支出の内訳   |         |
|                   |            | ア 経常経費      |         |
|                   |            | (ア) 備品・消耗品費 | 55,518円 |
|                   |            | 合計          | 55,518円 |
|                   |            | (平成20年分)    |         |

|            |          |            |         |
|------------|----------|------------|---------|
| 1 収入・支出の総額 |          |            |         |
| (平成19年分)   |          |            |         |
| (1) 収入総額   | 187,141円 | 1 収入・支出の総額 | 39,475円 |
| ア 前年繰越額    | 187,141円 | (1) 収入総額   | 39,475円 |
| イ 本年収入額    | 0円       | ア 前年繰越額    | 0円      |
| (2) 支出総額   | 0円       | イ 本年収入額    | 0円      |
|            |          | (2) 支出総額   | 0円      |

埼玉県選挙区第三十三号

平成二十年三月二十八日

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

包



(平成20年2月1日～2月29日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称   | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日       |
|----------------|---------|-------------|----------------|-------------|
| 柿沼とみこ          | 大利根町長   | 新しい大利根をつくる会 | 北埼玉郡大利根町砂原一八九〇 | 平成二十年二月二十九日 |
| 松本佳和           | 埼玉県議会議員 | 白鳩会         | 川口市峯九〇一        | 平成二十年二月十三日  |
| 宮崎雅之           | 坂戸市議会議員 | 宮崎まさゆき後援会   | 坂戸市石井二二四四      | 平成二十年二月七日   |

埼玉県選管告示第三十四号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

(平成20年2月1日～2月29日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称   | 異動事項       | 新              | 旧            | 届出年月日       |
|----------------|---------|-------------|------------|----------------|--------------|-------------|
| 井上直樹           | 白岡町長    | 清貧会         | 公職の種類      | 白岡町長           | 埼玉県議会議員      | 平成二十年二月六日   |
| 河田晃明           | 羽生市長    | 晃友会         | 名称         | 晃友会            | 市政の流れを変える会   | 平成二十年二月二十二日 |
| 佐藤征治郎          | 埼玉県議会議員 | いわつき街づくり研究会 | 公職の種類      | 埼玉県議会議員        | 岩槻市長         | 平成二十年二月八日   |
| 田島敏包           | 埼玉県議会議員 | 北部の会        | 主たる事務所の所在地 | 本庄市児玉町児玉二四七七一六 | 児玉郡上里町七本二二五五 | 平成二十年二月十五日  |

埼玉県選管告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、

次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

(平成20年2月1日～2月29日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

| 届出者の氏名(代表者の氏名) | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 指定取消年月日      | 届出年月日       |
|----------------|---------|-----------|--------------|-------------|
| 飯野信子           | 桶川市議会議員 | 飯野のぶこ後援会  | 平成二十年一月三十一日  | 平成二十年二月十八日  |
| 内田全一           | 秩父市長    | 全成会       | 平成二十年二月十一日   | 平成二十年二月十三日  |
| 古寺五一           | 埼玉県議会議員 | 大芳会       | 平成十九年十二月三十一日 | 平成二十年二月七日   |
| 中村喜久三          | 越谷市議会議員 | 中村きくぞう後援会 | 平成十九年五月十四日   | 平成二十年二月二十二日 |
| 平尾良雄           | 埼玉県議会議員 | 平尾良雄後援会   | 平成二十年二月十八日   | 平成二十年二月十八日  |

平成二十年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

平成二十年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

## 埼玉県選管告示第三十六号

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報保護等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

## 正する告示

埼玉県選挙管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程(平成十七年選管告示第七十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「次に掲げる書類」の下に「有効期間を有するものにあつては、その有効期間のものに限る。」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二

イ 運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則(平成十

一年自治省令第三十五号)の別記様式第二に規定する住民基本台帳カード、

船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規

則(昭和三十三年総理府令第十六号)の別記様式第九号に規定する猟銃・空

気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第

四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法(昭和二十

七年法律第七十六号)第二十条の二第一項の宅地建物取引主任者証、電気

工事士免状、無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)の別表第十三号

様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公

共団体の機関(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一

項に規定する独立行政法人、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第

四条第十五号の規定の適用を受ける特殊法人及び地方独立行政法人法(平成

十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)が

発行した写真のほり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育

法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する学校(次のロにおいて「学

校」という。)が発行した写真のほり付けられた身分証明書

ロ 健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生

年金省令第四十号)に規定する年金手帳(第十七条第一項第一号において「年

金手帳」という。)、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開

示請求をする者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類  
第九条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を委員会に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、

前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により

複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求を

する日前三十日以内に作成されたものに限る。)その他委員会が適当と認める書

類を委員会に提出すれば足りる。

第九条第三項中「その他の資格」を「その他のその資格」に、「開示請求をす

る日前三十日以内に作成されたものに限る。」を「として委員会が適当と認めるも

の」に改め、同条第四項中「記載した書面を添えて、委員会に提出」を「記載」に

改める。

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「開示を」を「県の事務所において開

示を実施する場合には、開示を」に改め、同号を同条第二号とし、同号の次に次の

一号を加える。

三 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項

第十七条を次のように改める。

(開示の実施における本人確認手続等)

第十七条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、委員会に対し、次

に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間のものに限る。)

のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 第九条第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる

書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、

年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける

者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類のいずれか二

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することがで

きない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため

委員会が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、別に定める委員会が適当と

認める書類を提出しなければならない。

3 条例第十五条第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場

合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として委

員会が適当と認めるものを委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十八条中「第四項から第六項まで」を「第四項第三号、第五項及び第六項」に改め、「第三項」の次に「及び同条第四項」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(様式)

第二十二条 次の各号に掲げる書面の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県規則第七十三号)に定める例による。

一 条例第十六条第一項の書面

二 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 条例第二十一条第二項の書面

五 条例第二十二條第二項の書面

六 条例第二十二條第三項の書面

七 条例第二十三條第一項の書面

八 条例第二十四條第二項の書面

九 条例第二十四條第三項(条例第四十三條において準用する場合を含む。)の書面

十 条例第二十五條第三項の規定による申出に係る書面

十一 条例第三十條第一項の書面

十二 条例第三十二條第一項の書面

十三 条例第三十二條第二項の書面

十四 条例第三十三條第二項の書面

十五 条例第三十三條第三項の書面

十六 条例第三十四條第一項の書面

十七 条例第三十五條の書面

十八 条例第三十七條第一項の書面

十九 条例第三十九條第一項の書面

二十 条例第三十九條第二項の書面

二十一 条例第四十條第二項の書面

二十二 条例第四十條第三項の書面

二十三 条例第四十二條の規定による通知に係る書面

附則

(施行期日)

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

#### 埼玉県労働委員会告示第一号

埼玉県労働委員会事務局

埼玉県労働委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程(平成十七年労働委員会告示第二号)の一部を次のように改正する。

平成二十年三月二十八日

埼玉県労働委員会会長 長 島 佑 享

第八条第二項中、「同項第二号」を削る。

第九条第一項中「次に掲げる書類」の下に「有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二

イ 運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則(平成十一年自治省令第三十五号)別記様式第二に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)別記様式第九号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第二十二條の二第一項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)別表第十三号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号に規定する法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)が発行した写真のほり付けられた身分証明書若しくは資格証明書又は学校教育法(昭和二十二

年法律第二十六号)第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条に規定する各種学校(次のロ及び第十七条第一項第一号においてこれらを「学校」という。)が発行した写真のほり付けられた身分証明書

ロ 健康保険の被保険者証、年金手帳の様式を定める省令(昭和四十九年厚生省令第四十号)に規定する年金手帳(第十七条第一項第一号において「年金手帳」という。)、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認するため労働委員会が適当と認める書類

第九条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を労働委員会に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)その他労働委員会が適当と認める書類を労働委員会に提出すれば足りる。

第九条第三項中「その他」を「その他の」に、「開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。」を「として労働委員会が適当と認めるもの」に改め、同条第四項中「記載した書面を添えて、労働委員会に提出」を「記載」に改める。

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「開示を実施することができる日、」を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる日、」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項第十七条を次のように改める。

(開示の実施における本人確認手続等)

第十七条 開示決定に基づき保有個人情報情報の開示を受ける者は、労働委員会に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 第九条第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため労働委員会が適当と認める書類のいずれか

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため労働委員会が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第二十一条第一項の規定による通知に係る書面その他の労働委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 条例第十五条第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として労働委員会が適当と認めるものを労働委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十八条中「第四項から第六項まで」を「第四項第三号、第五項及び第六項」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加える。  
本規程に次の一条を加える。

(様式)

第二十二条 次の各号に掲げる書面の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県規則第七十三号)に定める例による。

一 条例第十六条第一項の書面

二 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報情報の全部の開示を決定した場合の書面

三 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報情報の一部の開示を決定した場合の書面

四 条例第二十一条第二項の書面

五 条例第二十二条第二項の書面

六 条例第二十三条第三項の書面

七 条例第二十三条第一項の書面

八 条例第二十四条第二項の書面

九 条例第二十四条第三項(条例第四十三条において準用する場合を含む。)の書面

書面

十 条例第二十五条第三項の規定による申出に係る書面

十一 条例第三十条第一項の書面

十二 条例第三十二条第一項の書面

十三 条例第三十二条第二項の書面



- 十四 条例第三十三条第二項の書面
- 十五 条例第三十三条第三項の書面
- 十六 条例第三十四条第一項の書面
- 十七 条例第三十五条の書面
- 十八 条例第三十七条第一項の書面
- 十九 条例第三十九条第一項の書面
- 二十 条例第三十九条第二項の書面
- 二十一 条例第四十条第二項の書面
- 二十二 条例第四十条第三項の書面
- 二十三 条例第四十二条の規定による通知に係る書面

附則

(施行期日)

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県収用委員会告示第一号

埼玉県収用委員会の保有する個人情報  
の保護に関する埼玉県個人情報保護規程  
の一部を改正する告示のように定め  
る。

平成二十年三月二十八日

埼玉県収用委員会会長

佐世芳

埼玉県収用委員会の保有する個人  
情報の保護に関する埼玉県個人情報  
保護規程の一部を改正  
する告示

埼玉県収用委員会の保有する個人情報  
の保護に関する埼玉県個人情報保護規程  
施行規程(平成十七年埼玉県収用委員会  
告示第一号)の一部を次のように改正す

る。

題名を次のように改める。

埼玉県収用委員会の保有する個人  
情報の保護等に関する規程

第一条中「規則」を「規程」に改める。

第八条第二項中「同項第二号」を削  
る。

第九条第一項中「次に掲げる書類」の  
下に「(有効期間を有するもの)であつて

は、その有効期間内のものに限る。」を  
加え、同項第一号を次のように改める。

一 イに掲げる書類のいずれか一。た

だし、イに掲げる書類を提示し、又

は提出することができない場合に

は、ロに掲げる書類のいずれか

二

イ 運転免許証、旅券、外国人登録

証明書、住民基本台帳法施行規則

(平成十一年自治省令第三十五

号)別記様式第二に規定する住民

基本台帳カード、船員手帳、海技

免状、小型船舶操縦免許証、銃砲

刀剣類所持等取締法施行規則(昭

和三十二年総理府令第十六号)別

記様式第九号に規定する猟銃・空

気銃所持許可証、戦傷病者特別援

護法(昭和三十八年法律第六十

八号)第四条の規定により交付を

受けた戦傷病者手帳、宅地建物取

引業法(昭和二十七年法律第七

十六号)第二十二條の二第一項の

宅地建物取引主任者証、電気工事

士免状、無線従事者規則(平成二

年郵政省令第十八号)別表第十三

号様式に規定する無線従事者免許

証、身体障害者手帳その他国若し

くは地方公共団体の機関(独立行

政法人通則法(平成十一年法律第

百三十三号)第二条第一項に規定する

独立行政法人、総務省設置法(平

成十一年法律第九十一号)第四条

第二十六号)第一条に規定する学

校、同法第二百二十四条に規定する

専修学校若しくは同法第三百十四

条に規定する各種学校(次のロ及

び第十七条第一項第一号において

これらを「学校」という。)が発

行した写真のほり付けられた身分

証明書

ロ 健康保険の被保険者証、年金手

帳の様式を定める省令(昭和四十

九年厚生省令第四十号)に規定す

る年金手帳(第十七条第一項第一

号において「年金手帳」とい

う。)、年金証書、在学している

学校の在学証明書その他当該開示

請求をする者が本人であることを

確認するため委員会が適当と認め

る書類

第九条第二項を次のように改める。

2 開示請求書を委員会に送付して開示

請求をする場合には、開示請求をする

者は、前項の規定にかかわらず、同項

第一号に掲げる書類のいずれか二を複

写機により複写したものと及びその者の

住民票の写し又は外国人登録原票の写

し(開示請求をする日前三十日以内に

作成されたものに限る。)その他委員

会が適当と認める書類を委員会に提出

すれば足りる。

第九条第三項中「その他」を「その他

の」に、「(開示請求をする日前三十日

以内に作成されたものに限る。)」9を

「として委員会が適当と認めるもの」に改め、同条第四項中「記載した書面を添えて、委員会に提出」を「記載」に改める。

第十条第一項第二号を削り、同項第三号中「開示を実施することができる日、」を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる日、」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項

第十七条を次のように改める。  
(開示の実施における本人確認手続等)

第十七条 開示決定に基づき保有個人情報報の開示を受ける者は、委員会に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 第九条第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類のいずれか二

二 前号に掲げる書類をやむを得ない

理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第二十一条第一項の規定による通知に係る書面その他の委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 条例第十五条第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受けるときは、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として委員会が適当と認めるものを委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十八条中「第四項から第六項まで」を「第四項第三号、第五項及び第六項」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

本規程に次の一条を加える。  
(様式)

第二十一条 次の各号に掲げる書面の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県規則第七十三号)に定める例による。

- 一 条例第十六条第一項の書面
- 二 条例第二十一条第一項に規定する保有個人情報全部の開示を決定した場合の書面
- 三 条例第二十一条第一項に規定する

保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面

- 四 条例第二十一条第二項の書面
- 五 条例第二十二条第二項の書面
- 六 条例第二十三条第三項の書面
- 七 条例第二十三条第一項の書面
- 八 条例第二十四条第二項の書面
- 九 条例第二十四条第三項(条例第四十三条において準用する場合を含む。)の書面
- 十 条例第二十五条第三項の規定による申出に係る書面
- 十一 条例第三十条第一項の書面
- 十二 条例第三十二条第一項の書面
- 十三 条例第三十二条第二項の書面

- 十四 条例第三十三条第二項の書面
- 十五 条例第三十三条第三項の書面
- 十六 条例第三十四条第一項の書面
- 十七 条例第三十五条の書面
- 十八 条例第三十七条第一項の書面
- 十九 条例第三十九条第一項の書面
- 二十 条例第三十九条第二項の書面
- 二十一 条例第四十条第二項の書面
- 二十二 条例第四十条第三項の書面
- 二十三 条例第四十二条の規定による通知に係る書面

附 則

この告示は、平成二十年四月一日から施行する。

埼玉県内水面漁場管理委員会告示第二号

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

埼玉県内水面漁場管理委員会会長 池 田 勝 彦

部を改正する規程

埼玉県内水面漁場管理委員会の保有する個人情報の保護等に関する規程(平成十七年埼玉県内水面漁場管理委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「、同項第二号」を削る。

第九条第一項中「次に掲げる書類」の下に「有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。」を加え、同項第一号を次のように改める。

- 一 イに掲げる書類のいずれか一。ただし、イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、ロに掲げる書類のいずれか二
- イ 運転免許証、旅券、外国人登録証明書、住民基本台帳法施行規則(平成十

一年自治省令第三十五号)別記様式第二に規定する住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和三十三年総理府令第十六号)別記様式第九号に規定する猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第四条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二十二條の二第一項の宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者規則(平成二年郵政省令第十八号)別表第十三号様式に規定する無線従事者免許証、身体障害者手帳その他国若しくは地方公共団体の機関(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号に規定する法人及び地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人を含む。)が発行した写真の

は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のいずれか二を複写機により複写したものと及びその者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し(開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)その他委員会が適当と認め

る書類を委員会に提出すれば足りる。

第九條第三項中「その他」を「その他の」に、「開示請求をする日前三十日以内に作成されたものに限る。」を「として委員会が適当と認めるもの」に改め、同條第四項中「記載した書面を添えて、委員会に提出」を「記載」に改める。

第十條第一項第二号を削り、同項第三号中「開示を実施することができる日、」を「県の事務所において開示を実施する場合には、開示を実施することができる

日、」に改め、同号を同項第二号とし、同項に次の一号を加える。

三 開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項第十七條を次のように改める。

(開示の実施における本人確認手続等)

第十七條 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、委員会に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 第九條第一項第一号イに掲げる書類のいずれか一。ただし、同号イに掲げる書類を提示し、又は提出することができない場合には、健康保険の被保険者証、年金手帳、年金証書、在学している学校の在学証明書その他当該開示を受ける者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類のいずれか二

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合に於ては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため委員会が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、条例第二十一條第一項の規定による通知に係る書面その他の委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 条例第十五條第二項の規定により開示請求をした法定代理人が開示を受ける場合には、当該法定代理人は、戸籍謄本その他のその資格を証明する書類として委員会が適当と認めるものを委員会に提示し、又は提出しなければならない。

第十八條中「第四項から第六項まで」を「第四項第三号、第五項及び第六項」に改め、「同條第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第二十一條の次に次の一条を加える。

(様式)

第二十二條 次の各号に掲げる書面の様式は、知事の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉県規則第七十三号)に定める例による。

一 条例第十六條第一項の書面 保有個人情報開示請求書

二 条例第二十一條第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 保有個人情報開示決定通知書

三 条例第二十一條第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 保有個人情報部分開示決定通知書

四 条例第二十一條第二項の書面 保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書



- 五 条例第二十二條第二項の書面 保有個人情報開示決定等期間延長通知書
- 六 条例第二十二條第三項の書面 保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書
- 七 条例第二十三條第一項の書面 保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書
- 八 条例第二十四條第二項の書面 保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書
- 九 条例第二十四條第三項(条例第四十三條において準用する場合を含む。)の書面 保有個人情報開示決定に係る通知書
- 十 条例第二十五條第三項の規定による申出に係る書面 保有個人情報の開示の実施方法等申出書
- 十一 条例第三十條第一項の書面 保有個人情報訂正請求書
- 十二 条例第三十二條第一項の書面 保有個人情報訂正決定通知書
- 十三 条例第三十二條第二項の書面 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書
- 十四 条例第三十三條第二項の書面 保有個人情報訂正決定等期間延長通知書
- 十五 条例第三十三條第三項の書面 保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書
- 十六 条例第三十四條第一項の書面 保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書
- 十七 条例第三十五條の書面 提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書
- 十八 条例第三十七條第一項の書面 保有個人情報利用停止請求書
- 十九 条例第三十九條第一項の書面 保有個人情報利用停止決定通知書
- 二十 条例第三十九條第二項の書面 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書
- 二十一 条例第四十條第二項の書面 保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書
- 二十二 条例第四十條第三項の書面 保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書
- 二十三 条例第四十二條の規定による通知に係る書面 埼玉県個人情報保護審査

会諮問通知書

附則

この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

|      |                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                             |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                    |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号<br>〇四八―八二四―二二二一(代表)                             |
| 印刷所  | 埼玉新聞社<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷   | 関東図書株式会社<br>さいたま市南区別所三―一―一〇<br>〇四八―八六―二二九〇(代表)                            |